

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その97)

厚生年金と共済年金の一元化による変更点について

Q

私はシニア社員で勤務し、厚生年金保険に加入していますが、平成 28 年 11 月 30 日で 65 歳になりますので、退職する予定です。平成 27 年 10 月 1 日に被用者年金制度一元化により、公務員等が加入する共済年金と厚生年金が一元化したことによって、厚生年金制度に変更点があるとうかがいましたが、何か影響があるのでしょうか？

A

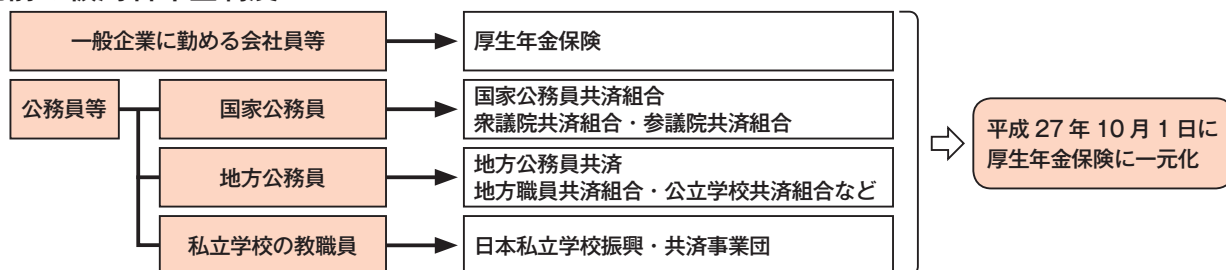
以前は、民間企業に勤めている方は厚生年金に加入し、公務員等は国家公務員共済・地方公務員共済・私学共済という 3 つの共済にわかれて加入していましたが、平成 27 年 10 月 1 日の一元化後は、公務員等も厚生年金に加入することになりました。一元化により、公務員等が加入している共済組合等によって「第 2 号～第 4 号厚生年金被保険者」という名称になったため、従来から民間企業に勤めて厚生年金に加入している方は、「第 1 号厚生年金被保険者」となりました。

一元化による厚生年金制度の変更点ですが、退職による年金額が改定される時期や、在職による老齢年金の支給停止期間が、月末退職日の場合は、1ヵ月早くなりました。(下記の図、参照)

あなたの場合、月末に退職日のため、今回の変更により、在職中に納めた厚生年金保険料に対する年金額が1ヵ月早く増額され、在職による老齢年金の支給停止も1ヵ月早く解除されるようになりました。

一元化前の被保険者年金制度

■一元化前の被用者年金制度



■一元化後の厚生年金被用者の種別と名称等

被保険者の種別	対象者	名称(略称)	実施機関
第1号厚生年金被保険者	従来からの厚生年金被保険者	一般厚年被保険者(一般厚年)	厚生労働大臣(日本年金機構)
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員等厚年被保険者(公務員厚年)	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員等厚年被保険者(公務員厚年)	各共済組合等
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	私学教職員厚年被保険者(私学厚年)	日本私立学校振興・共済事業団

厚生年金制度の変更点

一元化にともない、制度上の差異は、主に厚生年金に合わせることで解消されましたが、一部制度については、厚生年金制度を変更し、共済年金に合わせています。

●退職による年金額改定の時期について

一元化前は、「被保険者の資格を喪失した日(退職日の翌日)から起算して1ヵ月を経過した日の属する月から」とされていましたが、一元化にともない、「退職した日から起算して1ヵ月を経過した日の属する月から」と変更になりました。

[一元化前]

11月	12月	1月
		年金額改定

▲ 11/30 退職
▲ 12/1 資格喪失

[一元化後]

11月	12月	1月
	年金額改定	

▲ 11/30 退職

1ヵ月早く、在職中に払った厚生年金保険料に対する年金額が増額される。

●在職による老齢年金の支給停止期間について

一元化前は、「被保険者の資格を喪失した日(退職日の翌日)の属する月まで」とされていましたが、一元化にともない、「退職日の属する月まで」と変更になりました。

[一元化前]

11月	12月	1月
支給停止	支給停止	停止解除

▲ 11/30 退職
▲ 12/1 資格喪失

[一元化後]

11月	12月	1月
支給停止	停止解除	

▲ 11/30 退職

1ヵ月早く、在職による老齢年金の支給停止が解除される。

(注意) 退職日が月末でない場合は、一元化による変更の影響はありません。